

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案 番号 項目 管	要望事項 (事項名)	提案主体名	都道府県 コード	制度の所管・ 関係官庁
2020110	「国が提案、地方がチャレンジ」制度の創設	構造改革特別区域法	特区制度においては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があるとき又は情勢の推移により必要が生じたときは、新たな規制の特例措置の整備等を行うこととしている。(構造改革特別区域法第3条第4項)	国から示された規制改革のメニューを特区認定を受けた市町村が積極的に実施することで、改革の成果を検証する。その結果をもとに、国、都道府県を含めた全国的な構造改革に波及させようとするものである。	現在の特区制度は、地方自治体または民間が国に提案し、地方自治体が認定を受けるものとなっている。このため、国の各省では特区制度に受け身の姿勢が目立ち、その意義への理解や関心が必ずしも高くない面が見受けられる。一方、地方自治体では、政策立案能力を十分に磨き切れていないことも含め、大胆な特区提案が行われにくい状況がある。 そこで、考え方を180度転換し、国が改革を推進する立場として、自ら特区制度を通じて試行したい政策を提言し、推進をはかる仕組みを提案する。つまり、現在は地方または民間が提案し、国は規制改革を認めるか否かを判断する側にあるが、本提案においては、国も自ら、規制改革のプランを立案し、地方との連携を通じてその効果を積極的に検証することで改革が推進されることを期待するものである。 具体的には、各省庁が自らの立場で立案した規制改革のメニューのうち、一律に全国展開することが可能でない、若しくは可能か判断できかねる案件を特区制度を通じて公表し、その実施(試行)団体を公募する。希望する地方自治体は、特区の認定を受けて実施する。その結果を検証し、更なる改革につなげていくという仕組みである。 改革に積極的な自治体はその意思を表明することで、試行的に規制改革を実施し、その効果を検証する機会が得られることになる。国においても、地方に関わる問題について、各省が競って積極的に規制改革に向けた取り組みを推進する仕組みづくりが構築されることにつながるものと思われる。	D	—	地方公共団体や民間事業者等からの提案を経ずに国において規制の特例措置のメニュー化を図ることは、現行制度の下においても可能である。 なお、構造改革特別区域制度(以下「特区制度」という。)は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した特区を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施すること等により、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図ることを目的としている。 特区制度は、このように地方公共団体の自発性を最大限に尊重するものである。これに加え、規制の特例措置を設ける場合に必要な地域の特性については、地域のニーズを把握しうる立場にある地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて対応することが効果的であると考えられる。このため、現在は、国としては、必要な相談窓口を設ける等により、提案を受けた上で規制の特例措置のメニュー化を図ることを基本としている。 ちなみに、地域の特性に応じた規制の特例措置を国の側からある程度想定しうるものについては、例えば、アジア・ゲートウェイ構想(平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議)、長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日閣議決定)などのように、特区制度の活用を盛り込み、その推進を図っているところである。		1 1 4 8 1 1 0	「国が提案、地方がチャレンジ」制度の創設	草加市	11 埼玉県	内閣官房